重要なまちづくりの課題の現状評価シート

重要なまちづくりの課題（めざすべき姿）	住宅地・工業地・商業地・農用地など目的別に区分された土地利用がされ、計画的で機能的で快適なまちづくりが進められている	
施策名	総合的な土地利用を推進し良好な都市環境をつくる	No.41

年度	平成27年度
責任部長	建設部参事（まちづくり担当部長）
主担当課長	まちづくり課長
関係課	建築指導課、農業振興課、経済振興課

1. まちづくり指標の現状

まちづくり指標		指標のめざす方向	現状値	実績値					目標値
			H18	H20	H21	H22	H23	H24	5年後
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	10年後
目的別に土地利用がなされ、住環境が快適であると思う人の割合（%）		↗	35.4	36.7	39.9	44.1	44.2	43.8	40.0
			43.8	44.7	45.5	44.1			44.9
市街化調整区域内の農地から宅地に転用された面積（ha）		↘	17.2	21.8	9.5	15.2	11.1	18.6	15.2
			18.6	15.1	18.7	19.9			14.1
用途地域内における建物用途の混在率 ＊5年毎の調査のため	①工業地域（%）	↘	73.0	74.0	—*	—*	—*	—*	72.3
			—*	—*	76.2	—*			71.5
	②準工業地域（%）		80.0	82.0	—*	—*	—*	—*	78.8
			—*	—*	85.4	—*			77.4

2. 外的要因（世論、自然環境、社会動向、民間・NPO活動等）

・ゲリラ豪雨(短時間強雨)が増加傾向にある。
・開発により保水機能を持つ農地が減少していることに加え、市自らまとまった優良な農地を企業誘致のターゲットとしている。
・市民病院、駅前ビル、市役所本庁舎の建替えなど、中心市街地及びその周辺における都市機能の更新が進んでいる。
・名古屋まで約10分の利便性、駅前ビルの更新、マンション建設が進んでいることなどから、一宮駅前の路線価が上昇した。
・まち・ひと・しごと創生法の成立、都市再生特別措置法の改正など、国・地方を挙げての人口減少・高齢化対策が始まる。

3. めざすべき姿に対する現状評価（まちづくり指標や外的要因等からの評価）

現状評価	B 停滞	目的別に土地利用がなされ、住環境が快適であると思う人の割合は目標値付近にある。市街化調整区域内の農地転用面積は年によって変動が大きいが、平均的には目標値を若干上回る状態が続いている。また、用途地域内における建物用途の混在率は、工場から住居等への土地利用転換が進んでおり、上がっている。これらの状況により、B評価とする。

評価がB・Cの場合

4. 事務事業群に対する評価（行政活動の評価）

長期成果（事業群①）	長期成果（事業群②）	長期成果（事業群③）	長期成果（事業群④）
基準に沿った適正で計画的な土地利用が図られている	計画に沿った事業の推進や実施がされている		
都市計画決定(変更)事務	土地区画整理事業化推進事業		
建築指導・開発許可等事務	組合施行土地区画事業に対する支援事業		
農地転用事務	再開発事業		
農業振興地域整備事業	産業基盤整備事業		
	苅安賀駅付近鉄道高架化事業に伴う周辺整備事業		

評価観点	1. 長期成果は重要なまちづくりの課題（めざすべき姿）の一歩手前の状態となっており、モレなくダブリなく設定されているか。 2. 各事業群の事務事業は、長期成果を達成するのに必要十分であるか。
評価	長期成果は、計画的な土地利用について、基準によるものと事業の推進によるものとに分けており、問題無い。 まちづくり指標にある農地転用については、法の規定に反しない範囲で、農地所有者個々の事情により行なわれるものであり、また、建物用途についても、法の規定に反しない範囲で、土地・建物所有者個々の事情により土地利用転換が行なわれるものであるため、どちらも行政による直接のコントロールは難しい。
次年度の改善計画	各事務事業は、それぞれが重要なまちづくりの課題に対して必要なものであるため、次年度においても各法令に従って進めるとともに、国・県の施策の動向や、策定中の市総合戦略を見据え、必要な施策を計画・実施し、適正な土地利用が図られるよう努める。

＊＊＊